

平成15年  
4月から

# 障害のある人の

# 福祉サービスが変わります

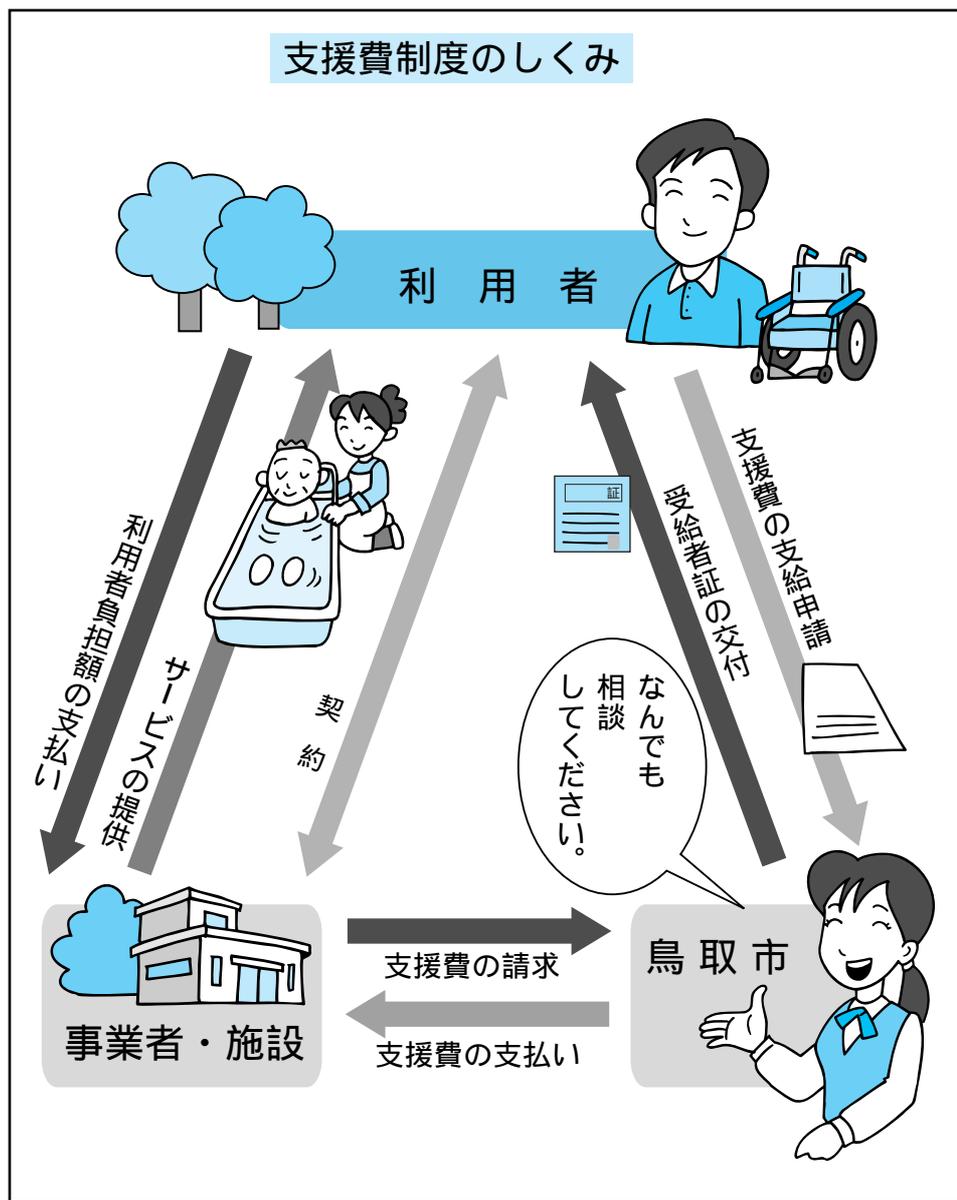
「措置制度」から  
「支援費制度」へ

福祉サービスを受ける場合、これまでの制度では、利用者の申し出に基づき、行政がサービス内容を決定していました。「措置制度」

新しい制度では、利用者が自分の希望や生活スタイルに適したサービスや事業者・施設を選び、直接契約を結んで、サービスを利用するもので、行政はサービスの利用料（利用者負担金の額を除いた額）を支援します。「支援費制度」



## 支援費制度のしくみ



福祉サービスを  
利用するまでの手順

### 支給申請

福祉サービスを利用するにあたって支援費の支給を希望する人は、申請が必要です。申請は本人の状況により代理人が行うこともできます。

鳥取市では、今年十月一日から福祉課で申請を受け付けます。

### 聞き取り調査と

### 支給内容の検討

市の担当者が、家庭や施設を訪問し、障害の種類や程度、介護者の状況などを調査し、必要なサービスや援助を検討します。

### 支給決定と

### 「支給者証」の交付

市がサービス利用にあたって、支援費の支給する範囲を決定し、その内容などを記載した「支給者証」を発行しま